

自動計算
自動入力
自宅から

確定申告は スマホからできます！



step 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

作成コーナー



対応ブラウザを確認

iPhoneの方



Androidの方



※上記以外のブラウザでアクセスすると、エラーが表示されて次の画面へ進むことができませんので、ご注意ください

作成前に申告書作成の流れを確認！



step 2 提出方法の選択

国税庁 確定申告書等作成コーナー

●申告準備 ●作成 ●提出 ●完了

作成する申告書等と提出方法の選択

作成する申告書等の選択

作成する申告書等を選択してください。

※事業所得や不動産所得がある方は「決算書・収支内訳書（＋所得税）」を選択してください。
決算書・収支内訳書の作成後、引き継ぎ所得税の申告書を作成することができます。

☒ 所得税

☐ 決算書・収支内訳書（＋所得税）

☐ 消費税

提出方法等に関する質問

提出方法を選択してください。

おすすめ！

☒ e-Tax（マイナンバーカード方式） 2

☐ e-Tax（ID・パスワード方式） 2

☐ 書面

所得税の確定申告書を作成される方はこちらから

所得税の確定申告書を作成するに当たり、併せて青色申告決算書・収支内訳書を作成する方はこちらから（事業所得や不動産所得がある方など）

・マイナンバーカード
・市区町村等の窓口で設定したパスワード
をご用意ください

⚠ 「ID・パスワード方式」を選択された方へ
ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします

step 3 収入・控除等の入力

画面の案内に沿って該当項目に入力します

収入等の入力

控除等の入力

国税庁 確定申告書等作成コーナー

●収入入力 ●控除入力 ●提出 ●完了

収入・所得金額の入力

会社員の方やパート、アルバイトの方で、「給与所得の源泉徴収票」をお持ちの方

給与所得
収入金額

国民年金、厚生年金、企業年金などの所得があり、「公的年金等の源泉徴収票」をお持ちの方

公的年金
収入金額

次へ

ここまでの入力内容を保存

国税庁 確定申告書等作成コーナー

●収入入力 ●控除入力 ●提出 ●完了

控除の入力（1 / 2）

支出に関する控除

災害や震災、被災により住宅や車庫などに被害を受けた方

償却資産
災害減価率

一定額以上の医療費の支払いやセルフメディケーションの対象となる医薬品の換算額がある方

医療費控除

ふるさと納税や特定の政治資金、認定NPO法人や公益社団法人などに寄附をした方

ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書が提出された方、ふるさと納税の全ての金額もワンストップの特典で入力してください。

寄附金控除
政党等寄附金等特別控除

次へ

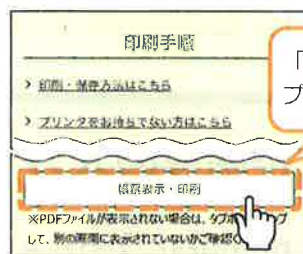
「ここまでの入力内容を保存」からデータ保存ができます
→再開する場合は、step 1 の画面で「保存データ利用」を選択してください

step 4 申告内容の事前確認・送信



step 5 申告書を送信した後の作業・申告書データの保存

● 申告書の控（帳票PDF）の保存



保存・確認方法の詳細はこちらから



iPhoneの方

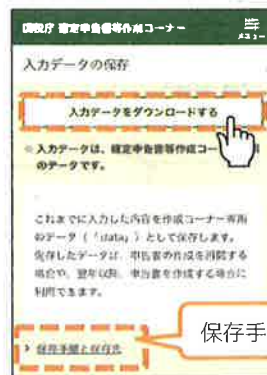


Androidの方

● 入力した申告書データ（.data）の保存

保存データの活用

申告書データを保存しておくと、
来年以降の申告書作成の際に
利用することができます



◎ 動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内！



- ・医療費控除
- ・マイナンバーカード
を利用したe-Tax

など

確定申告 動画

◎ チャットボット

ご質問を入力いただければ、AIを活用
した「税務職員ふたば」が回答！



税務職員ふたば

マイナンバーカード × マイナポータルと連携

確定申告書に自動入力

ご利用のメリット！

マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます（マイナポータル連携）。控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要で大変便利です♪

Before

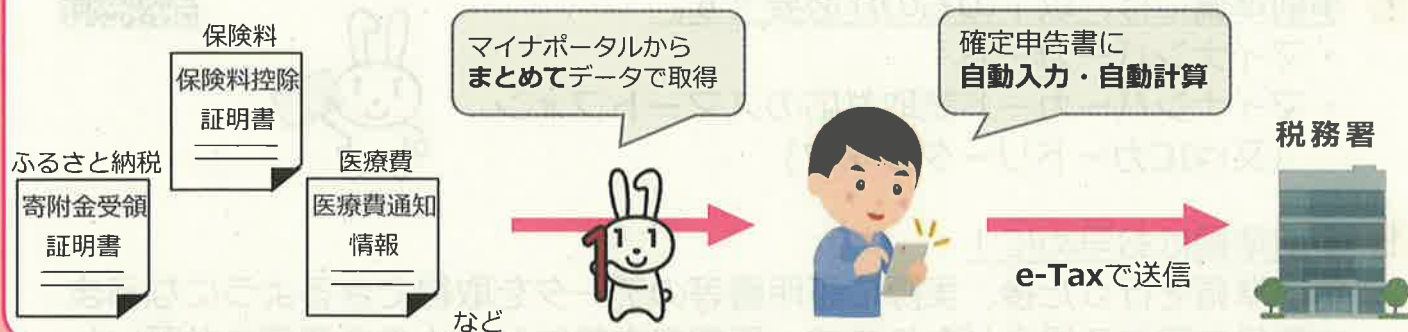
書面の控除証明書等を・・・

- ✓ 収集して管理・保管
- ✓ 1件ずつ確認して入力
- ✓ 書面で提出

After

全部データで完結するから・・・

- ✓ 書面の管理・保管が不要
- ✓ 申告書に自動入力
- ✓ e-Taxでデータ送信



令和6年1月以降の対象はこちら！

収入関係

NEW

給与所得の源泉徴収票※
公的年金等の源泉徴収票
株式の特定口座

控除関係

医療費・ふるさと納税

生命保険・地震保険

NEW 社会保険(国民年金保険料、国民年金基金掛金)

NEW

NEW

iDeCo・小規模企業共済掛金

住宅ローン控除関係



※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していることが必要です（「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出要件があります。）。

マイナポータル連携を利用するための準備は裏面をご確認ください

～マイナポータル連携に係る事前準備等のご案内～

マイナポータル連携について詳しくはこちら！

国税庁HPの「**マイナポータル連携特設ページ**」をご確認ください。



マイナポータル連携を利用するには？

マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録やマイナポータルとe-Taxを連携するなどの**事前準備が必要**です。

事前準備の詳細は、国税庁HPの「**マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備**」をご確認ください。

事前準備の詳細はこちらから



！ 事前準備には、以下のものがが必要です。

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダライタ）



！ 事前準備はお早めに！

事前準備を行った後、実際に証明書等のデータを取得できるようになるまで数日を要する場合があります。確定申告前にお早めのご準備をお願いします。（マイナンバーカードの取得もお早めに！）

！ 「給与所得の源泉徴収票」情報の自動入力について

「給与所得の源泉徴収票」の情報を自動入力するためには、マイナポータル連携に係る事前準備のほか、e-Taxのマイページで情報の取得を希望する旨の登録等が必要です。

詳しくは国税庁HPの特設ページをご覧ください。

特設ページはこちらから



確定申告書の作成

事前準備が完了したら、国税庁HPの「**確定申告書等作成コーナー**」から、**マイナンバーカードを使ってe-Tax！**マイナポータル連携を利用して確定申告書を作成できます！

作成コーナー



確定申告書等作成
コーナーはこちらから



確定申告は

マイナンバーカード × e-Tax

でさらに便利！

- ✓ スマホやパソコンで
- ✓ 「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成して
- ✓ マイナンバーカードを使ってe-Taxで提出♪

◆ 確定申告書等作成コーナーを利用すると…

自動計算で確定申告書を作成！

画面の案内に沿って金額等を入力するだけで作成完了



作成コーナー



注目！

マイナポータル連携について詳しくはこちら

◆ さらに、マイナンバーカードを利用すると…

マイナポータル連携で自動入力



控除証明書等のデータを自動入力できるので、集計や入力の手間が不要

※ご利用には事前準備が必要です。証明書等のデータが自動入力できるようになるまで一定の時間がかかりますので、確定申告前にお早目のご準備をお願いします。

e-Taxの5つのメリット

令和4年分の確定申告をした方のうち、
3人に2人が
e-Taxで申告しています！

税務署への持参
不要



印刷・郵送代
不要



添付書類
提出不要
※一部の書類は除きます



確定申告期間
24時間利用可能
※メンテナンス時間を除きます



早期還付
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付



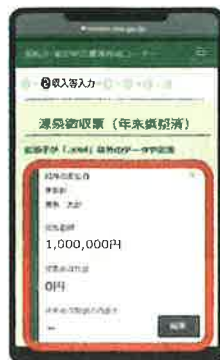
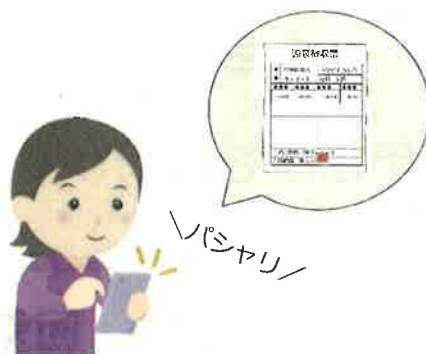
国税庁 法人番号7000012050002

裏面もご確認ください

～ 確定申告書等作成コーナーの便利な機能～

スマホ申告をご利用の方は…

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力



源泉徴収票の
記載内容を
自動入力！

e-Taxをご利用の方は…

パソコン・スマホ申告は
ICカードリーダーライターが不要です



マイナポータルアプリを
インストールするだけ！

次の2つでe-Tax送信できます



マイナンバーカード



マイナンバーカード
読取対応のスマホ

スマホやパソコンから…

- 青色申告決算書・収支内訳書も作成できます
- 消費税の申告にも対応しています



「簡易課税制度」又は「2割特例※」を適用される方は、売上（収入）金額等の入力だけで税額等が自動計算されます。

※インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になられた方について、売上税額の2割を消費税の納税額とすることができる特例です

～困ったときはこちらで解決～

動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内！



- ・ 医療費控除
- ・ 住宅ローン控除
- ・ マイナポータル連携

など

確定申告 動画



チャットボット

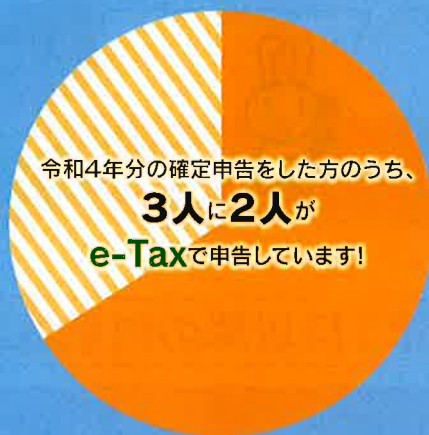
ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答！



税務職員ふたば



確定申告は 自宅で 出来ます!



さらに!

 **マイナンバーカード** × **マイナポータル** で 

医療費 や **ふるさと納税**、**給与** 所得の源泉徴収票等
のデータが自動入力!

マイナポータル連携については、裏面をチェック



福岡国税局・税務署

マイナンバーカード×マイナポータルと連携

確定申告書に自動入力

マイナポータル
連携の詳細は
こちら



ご利用のメリット!

マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます(マイナポータル連携)。控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要で大変便利です♪

Before



書面の控除証明書等を...

- ✓ 収集して管理・保管
- ✓ 1件ずつ確認して入力
- ✓ 書面で提出

BEFORE

AFTER

After



全部データで完結するから...

- ✓ 書面の管理・保管が不要
- ✓ 申告書に自動入力
- ✓ e-Taxでデータ送信



令和6年1月以降の対象はこちら!

収入関係

- NEW!
・給与所得の源泉徴収票※
- ・公的年金等の源泉徴収票
- ・株式の特定口座

給与情報のマイナポータル連携に
係る特設ページはこちらから



控除関係

- ・医療費・ふるさと納税
- ・生命保険・地震保険
- ・社会保険 (国民年金保険料、国民年金基金掛金) NEW!
- NEW!
・iDeCo・小規模企業共済掛金 NEW!
- ・住宅ローン控除関係

※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先(給与等の支払者)が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していることが必要です(「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出要件があります。)

確定申告書の作成

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」から、マイナンバーカードを利用して確定申告書を作成できます。

作成コーナー

確定申告書等作成
コーナーはこちらから

